



建設業及び上下水道業における普及の取組み

情報サービス部

1 はじめに

JWセンターは、「電子マニフェスト事業中期計画（第7次：平成30～32年度）」に基づき、電子マニフェストの普及の促進及びシステムの安定運用と利便性の向上を図るとともに、電子マニフェスト情報の有効活用に向けた取組みを積極的に展開している。

普及の取組みとして、産業廃棄物の処理委託量が多い種類（がれき類、汚泥）（図1）において、電子マニフェストを利用した廃棄物量（以下「捕捉量」という。）が少ないがれき類（建設業）、汚泥（上下水道業）の普及促進を図るため、関係機関等と連携し、説明会を開催するなど加入の働きかけを強化している。

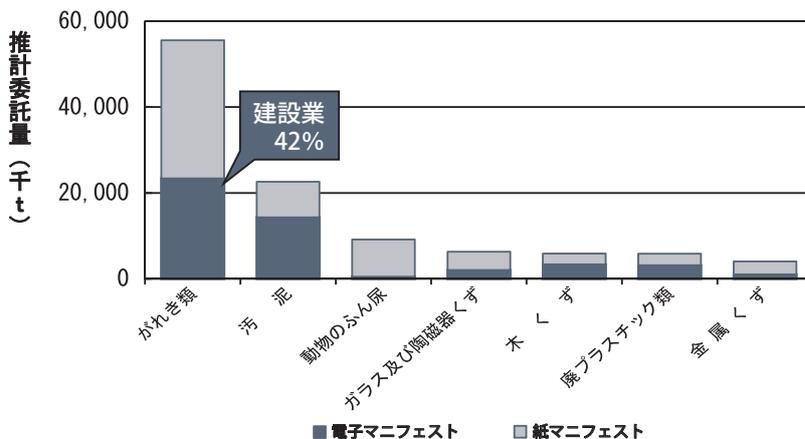


図1 廃棄物種類別電子マニフェスト利用の捕捉量の推計

2 普及状況

産業廃棄物の種類別の委託量のうち電子マニフェスト利用の捕捉割合を推計したところ、がれき類のうち建設業は42%であった。汚泥のうち上下水道業は20%、下水道業は8%と低調であることが分かった（JWセンター推計）（図1、図2）※。

また、建設業では、全国の多量排出事業者に該当する建設業のうち、一部上場企業を除く2,499事業者の電子マニフェスト加入率を推計したところ25%であった（図3）。

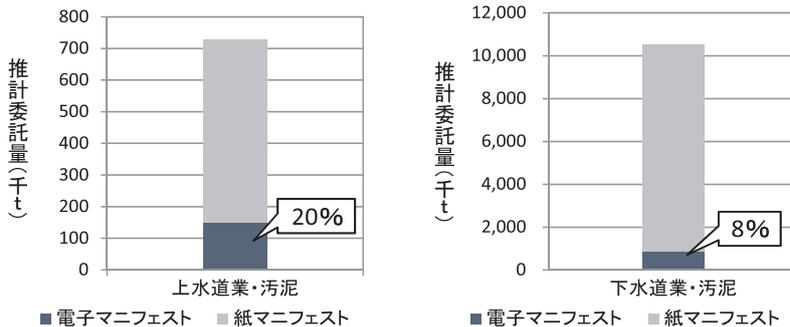


図2 汚泥（上下水道業、下水道業）の電子マニフェスト利用の捕捉量の推計

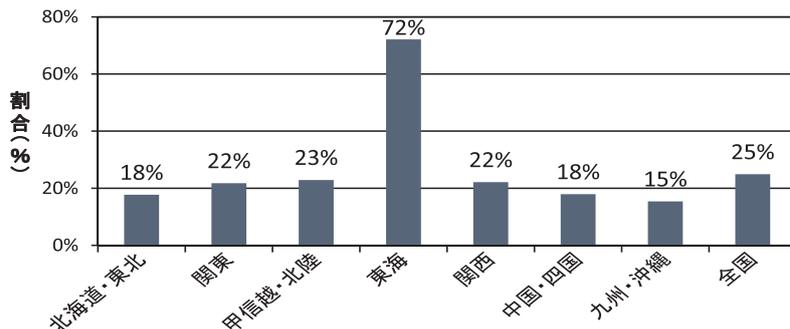


図3 建設業（多量排出事業者）の電子マニフェスト加入率の推計

※図1、2は平成27年度の排出量の実績をもとに推計。



建設業及び上下水道業における普及の取組み

一方、全国の上下水道業の加入率を推計したところ、上水道業（816 団体）では同 4%、下水道業（990 団体）における加入率は 9%であった（図 4、図 5）。

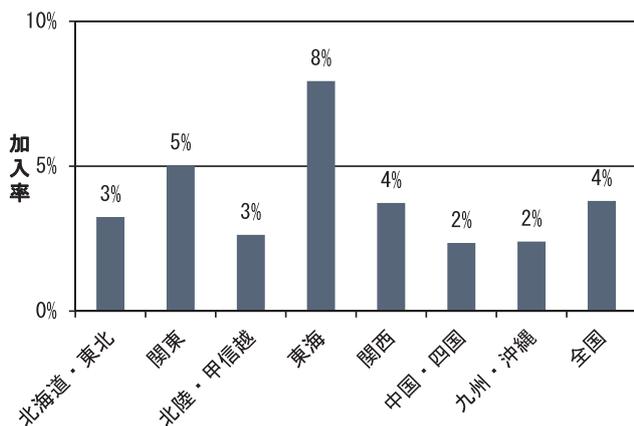


図 4 上水道業の電子マニフェスト加入率の推計

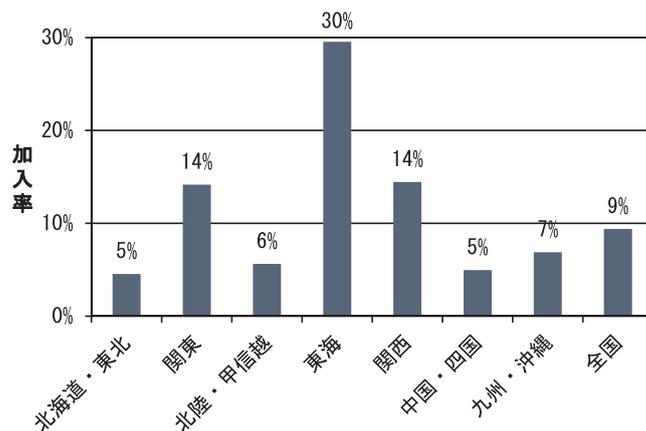


図 5 下水道業の電子マニフェスト加入率の推計

3 これまでの取組み

(1) 行政機関・業界団体への働きかけ

JW センターでは、行政機関や関係団体に電子マニフェストの普及状況の説明や普及の協力要請を行った（表 1）。また、青森県下北建設業協会による電子マニフェスト説明会や（公財）福岡県下水道管理センターによる福岡県内の下水道事業者を対象にした操作体験セミナーを各団体の協力のもと実施した。

一方、国からは普及に関する事務連絡等が、業界団体からは会員宛に電子マニフェスト利用促進の周知依頼について発出されている。

(2) 事業者へのヒアリング調査、アンケート調査

事業者へのヒアリング調査（表 1）及びアンケート調査を実施し、現状把握及び普及方策の検討を行った。

事業者から得られた主な情報等は以下のとおりだった。

<建設業者（電子マニフェスト導入事業者と未導入事業者からの情報）>

- 電子マニフェストを導入している建設業者は、Web 方式を用いたごく一般的な運用方法により、電子マニフェストを使用していた。
- 電子マニフェストを導入している建設業者からは、電子化によるメリット、利便性について高評価が得られ、電子マニフェストを利用している建設業者（計 20 社）のうち 95% が電子マニフェスト導入による事務負担軽減の「効果があった」と回答していた。
- 電子マニフェストの導入によってマニフェスト事務作業量が半分以下にまで削減できたとの回答が得られた。削減や効率化ができた事務作業は以下のとおり。
 - 紙マニフェストの記入の手間（事業場名や住所等の手書きや押印、プリンタ印字の手間、数量や担当者名の手書きの手間）が軽減した。
 - 公共工事竣工の際に発注者への提出用の伝票コピーの必要がなくなった。また、発注者への提出用の帳簿の作成の手間が軽減した。
 - 現場における産業廃棄物の委託状況を本社で速やかに把握できるようになった。

- ・伝票の紛失が防止され、すべての帳票（A 票、B2 票、D 票、E 票）が揃わないという事態が生じなくなった。
 - ・紙マニフェストの保管の手間がなくなり、保管場所の確保が不要になった。
 - ・紙マニフェストに関する産業廃棄物管理票交付等状況報告書の作成の手間、自治体への提出の手間がなくなった。
- 4) 電子マニフェストを導入していない建設業者には、電子マニフェストを導入した場合のメリットや仕組み、運用方法、料金体系等に関する正しい情報が伝わっていない。
- 5) 取引先の収集運搬業者が未加入であることが建設業における電子マニフェストの普及の課題である。

< 上下水道事業者（電子マニフェスト導入事業者からの情報） >

- 1) 電子マニフェストを利用している上下水道事業者（計 15 事業者）すべてが電子マニフェスト導入による事務負担軽減の「効果があった」と回答していた。
- 2) 電子マニフェストの導入によってマニフェスト事務作業量の約 65% を削減することができたとの回答が得られた。削減や効率化ができた事務作業は以下のとおり。
- ・紙マニフェストの記入の手間が大幅に軽減された。
 - ・返送された紙マニフェスト（B2、D、E 票）の照合確認の手間がなくなった。
 - ・紙マニフェストの保管場所の確保や伝票のファイリング作業がなくなった。
 - ・マニフェスト情報の記載ミスや集計ミスが少なくなり、マニフェスト情報の確認の負担が軽減された。
 - ・電子マニフェスト情報は CSV ファイルでダウンロードし加工できるので、月報等の処理実績の作成と処理費用請求書との照合作業（数量、処理費等）の負担を軽減できた。

表 1 平成 30 年 4 月～令和元年 11 月まで普及の取組み

	区分	訪問先
建設業・がれき類	行政・団体との打合せ等	国土交通省（公共事業企画調整課、建設業課）、地方整備局（北海道、関東、近畿、中国、九州）、全国建設業協会、全国中小建設業協会、北海道建設業協会、青森県建設業協会、青森県下北建設業協会、埼玉県建設業協会、京都府中丹西土木事務所、大分県建設業協会、大分県道路舗装協会
	事業者ヒアリング	北海道（1 社）、青森県（5 社）、福島県（4 社）、埼玉県（1 社）、東京都（2 社）、神奈川県（2 社）、三重県（3 社）、大分県（5 社）、宮崎県（1 社） 計 24 社（未加入者：11、加入者：13）
	その他	操作説明：3 社
上下水道等・汚泥	行政・団体	国土交通省（下水道部）、日本下水道協会、日本水道団体連合会、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、長崎県、大分県、鹿児島県
	事業者ヒアリング	北海道（1 事業者）、宮城県（1 事業者）、栃木県（1 事業者）、埼玉県（1 事業者）、千葉県（2 事業者）、神奈川県（1 事業者）、滋賀県（1 事業者）、京都府（3 事業者）、大阪府（1 事業者）、兵庫県（2 事業者）、宮崎県（1 事業者） 計 15 事業者（加入者：15）
	その他	日本下水道協会誌（6 月号以降）への広告掲載

4 今後の取組み

今後も引き続き国、自治体の環境部局、公共工事の発注者、関係団体等と連携し、建設業、上下水道業における電子マニフェストの普及に努めていく。

特に、紙マニフェストの利用で困っていない排出事業者に対して、電子マニフェストの事務作業の効率化等のメリットを理解していただくため、更なる周知活動に取り組んでいく。